受理番号及び受理年月日	所　　管	件　名　及　び　要　旨	提　　出　　者
29年－ 3 （28. 12. 15）	地域振興	**オスプレイの墜落に抗議する意見書の提出について** **▶陳情理由** 　米軍普天間飛行場に所属するオスプレイが沖縄県沖に墜落し大破する事件が起きた。オスプレイについてはかねてから関係自治体が反対していたにも関わらず、結局配備され、このように県民の不安と安全を無視した対応がこのたびの事故につながったものである。今回の事故は空中給油中に起きたとの声がある。空中給油は、実際の映像を見れば分かるが、とんでもなく繊細な技術が要求される、極めて難易度の高いものである。少しでも間違えば住民への被害もあったかもしれない。これに反対・抗議する意見書の提出を賜りたい。　なお、外交や防衛は国の専権事項との答弁も聞こえてきそうなので、念のため、あらかじめ反論する。 　外交や防衛が国の専権事項というのは、「○○県が外国と条約を結ぶ」とか、「○○市が自前の武装力を持つ」ということを排して国として、一体的な外交政策や防衛政策をとろうとの趣旨に出たものであって、国の裁量で何でも決め、住民や地方がそれに従わなければならないと解されるものではない。 　一方、地方自治法第１条の２には「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う」とあるところ、住民の生命や財産、自由等に関わることであれば意見を表明すべき立場にあると言える。 　例えば、「全ての核兵器の廃絶」を採択した自治体があることからも、これは明らかである。 　部隊配備による住民生活や環境への影響、住民の安全確保、有事における住民の避難態勢など、地域にとっては大変に切実なものであり、地方議会としても、国の言いなりではなく、これに物申していくことが必要である。 　地方自治法も「地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるように」と言及しているものである。	足　羽　佑　太 （倉吉市）

		主権が最終的には国民に属する（国民主権の権力的契機）ことからも、民意を上げていくことが必要である（アメリカのハワイの歴史的遺跡の周辺では、オスプレイの飛行が禁止されている所もある）。 　沖縄県の安慶田副知事（当時）が今回の墜落に抗議したところ、在沖米軍トップは、「パイロットは住宅、住民に被害を与えなかった。むしろ感謝されるべき」と言ったと朝日新聞は報じている。こんなことが許されていいはずもなく、断固として争うべきである。 　鳥取にもＫＣ－ 46 Ａという空中給油・輸送機の配備が計画されており、他人事ではない。 **▶陳情趣旨** 　オスプレイの配属に反対する意見書を国に提出し、このたびの墜落に抗議すること。	